

山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和2年2月13日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 会計年度任用職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、報酬及び期末手当を支給する。

2 前項の報酬には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する額を含むものとする。

第3条 会計年度任用職員のうち法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を支給する。

第4条 前2条に規定する給与については、予算の範囲内で支給するものとし、その額、支給方法等に関し必要な事項は、山形市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年山形市条例第14号）の適用を受ける職員（以下「一般職の常勤の職員」という。）の給与との権衡を考慮し、規則で定める。

第5条 会計年度任用職員には、他の条例に別段の定めがない限り、第2条及び第3条に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(費用弁償)

第6条 会計年度任用職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、通勤に係る費用及び職務のための旅行に係る費用を弁償する。

第7条 前条に規定する費用弁償の額、支給方法等に関し必要な事項は、一般職の常勤の職員の通勤手当及び旅費との権衡を考慮し、規則で定める。

(退職手当)

第8条 退職手当に関する事項については、山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例（昭和38年山形市条例第6号）の規定の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

(特殊な勤務等に従事する会計年度任用職員の給与)

第9条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮する必要があると広域連合長が特に認める会計年度任用職員の給与については、一般職の常勤の職員の給与との権衡、その特殊性を考慮し、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。